

中小企業信用保険法第2条第4項第7号の規定による

認定申請書の添付書類について

この認定は、次の3つの条件全てを満たしていることが必要です。※詳細裏面参照

1. 「指定金融機関」(経済産業大臣告示)からの借入金残高が、「全ての金融機関」の総借入金残高の 10%以上を占めていること。
2. 「指定金融機関」からの直近の借入金残高が、前年同期に比して 10%以上減少していること。
3. 「全ての金融機関」からの直近の総借入金残高が、前年同期に比して減少していること。

なお、融資を受ける際にはこの認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

【 必要書類等 】

1. 直近の確定申告書、決算書

原本をお持ちいただくとともに、

- ・直近の「確定申告書の表紙(税務署の收受印のあるもの)」のコピー
- ・直近の決算書内の「借入金及び支払利子の内訳書」のコピー
- ・直近の決算書内の「貸借対照表」のコピー、をご持参いただくと幸いです。

2. 「指定金融機関」からの借入金残高証明書

- ①直近(申請日から1か月前までの期間のもの)及び
- ②直近の前年同期 *残高証明書の基準となる日は①②は同じにしてください。

3. 「全ての金融機関」からの総借入金残高が証明できる書類

*決算書内の「借入金及び支払利子の内訳書」に記載されている全ての金融機関(日本政策金融公庫 含む)の残高証明書が必要となります。

- ①直近(申請日から1か月前までの期間のもの)の残高証明書及び
- ②直近の前年同期の残高証明書 *残高証明書の基準となる日は①②は同じにしてください。

4. 印鑑(法人－代表者印、個人－認印)

5. 認定申請書(2 枚)…申請書は窓口にもございます。

あらかじめ、認定申請書をお持ちの方は、申請者欄のみご記入・押印の上、2 枚ご持参ください。

【認定窓口・お問い合わせ】

〒251-8601 藤沢市藤沢 607-1 藤沢商工会館 2 階

公益財団法人 湘南産業振興財団 融資担当

TEL 0466(21)3813

FAX 0466(25)4500

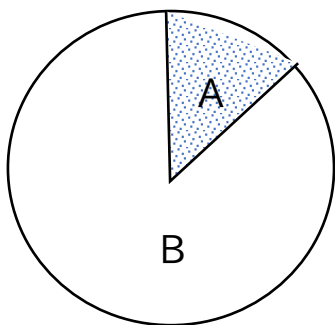
【受付時間】

平日 午前 9 時～11 時 30 分 / 午後 13 時～16 時 30 分 (土日祝、年末年始休)

【認定基準】 次の1～3までの条件を全て満たしていること

※A からF は申請書欄と同じ項目です。

1. 指定金融機関からの借入金残高(A)が、総借入金残高(B)の10%以上を占めている

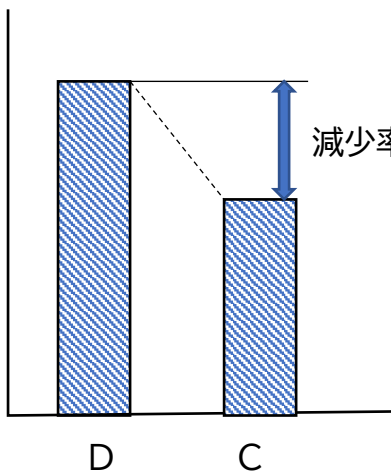


※直近(申請日から1か月前までの期間)または直近の前年同期時点のどちらでも可

A 指定金融機関からの借入金残高(10%以上)

B 総借入金残高

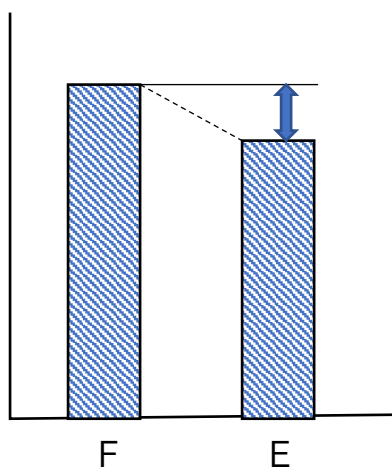
2. 指定金融機関からの借入金残高が前年同期比で10%以上減少している



C 直近の借入金残高

D 前年同期の借入金残高

3. 全ての金融機関からの総借入金残高が前年同期比で減少している



※減少率は問いません

E 直近の総借入金残高

F 前年同期の総借入金残高

複数の指定金融機関から借入金がある場合、
■「一つの指定金融機関の借入金残高」
または
■「複数の指定金融機関の借入金残高の合算」
のどちらでも可